

あんしん財団からのお知らせ

あんしん財団のサービスに関する最新のご案内を掲載しています。
当法人のサービスをご利用いただく際にぜひご活用ください。

CONTENTS

保険加入・変更・会費

ケガの補償

補助金

あんしん財団
WELBOX・KENPOS

- P1 ● いま一度ご確認ください 契約内容(登録内容)に変更はありませんか？
- P2 ● 契約内容セルフチェックシートで更新後の契約内容をご確認ください
- P3 ● 「要介護認定」を受けられた方は減員手続きが必要です
- P4 ● 満80歳で契約更新日を迎える方には「継続申込書」のご提出をお願いしています
- P5 ● 24時間土日・祝日も！ ホームページから変更手続き書類の請求ができます
- P5 ● 移転されたらお早めに！ 住所変更の届出はお済みですか？
- P6 ● ケガの補償(事業総合傷害保険)
- P8 ● 保険金の請求方法
- P10 ● 保険金のご請求をお忘れではありませんか？
- P11 ● 保険金のご請求はホームページがかんたん・便利です！
- P11 ● 保険金の請求手続きについて動画でご覧いただけます
- P12 ● 職場の環境改善のための補助金制度は対象となる条件等を変更しました
- P13 ● 職場の環境改善のための補助金制度 申請手続きについて
- P14 ● 職場の環境改善のための補助金制度 申請書のダウンロード方法
- P15 ● 必要書類に関する「よくあるご質問」を紹介します
- P16 ● 2024年4月スタート!! 健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供を開始
『あんしん財団 KENPOS(ケンポス)』
- P16 ● 健康管理のための補助金制度 定期健康診断補助金制度終了のお知らせ
- P17 ● 健康管理のための補助金制度 申請手続きについて
- P18 ● 健康管理のための補助金制度 ホームページからの申請書の請求方法
- P19 ● 健康管理のための補助金制度 よくあるご質問
- P20 ● あんしん財団WELBOX・KENPOS

各ページにあるURLやQRコードをクリックするとリンク先に移動します

[内容に関するお断りとお知らせ]

記載されている内容については、予告なく変更される場合があります。また、掲載されている記事、写真、イラストなどは著作権法で認められた私的な使用や引用を除いて、ほかの印刷物や電子的なメディアに複製、転載することはできません。

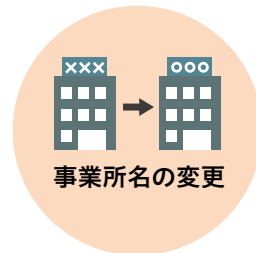
本文中の商標および製品・サービス名称は各社の商標または登録商標です。本文中では、TM、®マークなどは明記していません。

いま一度ご確認ください 契約内容(登録内容)に変更はありませんか？

大切なお知らせですのでご注意ください。

- 1 あんしん財団の会員になれる方は中小企業の法人または個人事業主です。
次の例に該当される場合は、契約内容の変更手続きが必要です。
速やかにあんしん財団までお知らせください。

例



下記問合せ先一覧表の **1** にご連絡ください。

下記問合せ先一覧表の **3** にご連絡ください。

- 2 被保険者(加入者)になれる方は会員事業所において経営または就業の実態がある方です。
次の例に該当される場合も、変更手続きが必要です。
速やかにあんしん財団までお知らせください。

例



下記問合せ先一覧表の **1** にご連絡ください。

下記問合せ先一覧表の **2** にご連絡ください。

変更などのご連絡

お電話 から	受付内容	お問合せ先 (受付時間 9:00~17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く) 番号のお掛け間違いにご注意ください。
1	・加入申込(未加入従業員の追加加入) ・保険契約者(会員)の変更	通話料 無料 0120-311-816 ☆最寄りの支局につながります。
2	・加入者の減員、退会(解約) ・契約更新や会員証に関する照会	通話料 無料 0120-745-108
3	・上記以外の変更(事業所所在地などの変更) ・会費支払(口座振替)に関する照会	通話料 無料 0120-840-849
WEB から	https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/ 	

契約内容セルフチェックシートで 更新後の契約内容をご確認ください

保険契約を更新していただいた会員の皆さまには、更新後の契約内容を記載した『会員証兼保険契約更新証』と更新後の契約内容をご確認いただくための『契約内容セルフチェックシート』をお送りしています。

『会員証兼保険契約更新証』に記載された契約者名や被保険者名などに相違がないかを必ずご確認ください、相違がある場合や、変更を希望される場合は、あんしん財団までご連絡のうえ、変更手続きに必要な届出書のご提出をお願いします。

※『会員証兼保険契約更新証』は、更新日を過ぎてから発送いたします。更新日前には発行できませんのでご了承ください。

【契約内容セルフチェックシート 見本】

会員の皆さまへ

一般財団法人あんしん財団

「会員証兼保険契約更新証」のお届けについて

拝啓 会員の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より当法人の事業活動に格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
このたびの契約更新に伴い「会員証兼保険契約更新証」をお送りいたしますので、
下記の内容をご確認のうえ、保険期間満了まで大切に保管ください。

敬具

契約内容（登録内容）ご確認のお願い

- あんしん財団の保険制度は、法人または個人事業主様が保険契約者（会員）となり、経営者または労働者の中から被保険者（補償対象者）を指定いただく傷害保険となっております。
- 契約内容（登録内容）に相違がある場合、万が一の事故発生時に円滑な対応ができない恐れがありますので、**右面の契約内容セルフチェックシートをご利用いただき、更新証記載の契約内容（登録内容）のご確認をお願いいたします。**

右面のチェックシートをご確認ください

会員証兼保険契約更新証

保険契約者（会員）名

被保険者（加入者）名

契約内容セルフチェックシート

同封の「会員証兼保険契約更新証」にて、契約内容のご確認をお願いします。
該当がある場合には、所定の手続き（変更・再契約・退会・減員等）が必要となります。

1. 更新証に記載の「保険契約者（会員）」名について 次のような状態になっていませんか？	該当の 場合は チェックを
① 事業所名や代表者名が、古いままになっている（または誤っている）	☐
② 個人事業主から法人に変わったが、登録が個人のままになっている（またはその逆）	☐
③ 個人事業主であったが、現在の事業主は別の方である（後継者に譲られた等）	☐

2. 「事業所」として次のケースへの該当はありませんか？

① 東京証券取引所「プライム市場」または「スタンダード市場」に上場している	☐
② すでに廃業している（廃業届を出した、法人登記を抹消した、等）	☐
③ 事業所を休廃業させている（または180日以上長期休業をしている）	☐
④ 社会連合上、経営実態がない状態にある（180日以上にわたり事業からの収入がない等）	☐
⑤ 反社会的勢力に該当・関係する事業所である	☐

3. 更新証に記載の「被保険者（加入者）」様について 次に該当する方はいませんか？

① すでに退職された方（あるいは就業実態がない方）がいる	☐
② 介護保険法の「要介護認定1～5」を受けられた方がいる（「要支援認定1～2」「事業対象者」は除く）	☐
③ 病気やケガの治療等で180日以上休職されている方がいる（産休等の長期公休は除く）	☐
④ 反社会的勢力に該当・関係する方がいる	☐

該当がない場合、ご連絡は不要です。 ← 該当あり

TEL 0120-315-801

受付時間 AM9:00～PM5:30（土・日・祝日、年末年始を除く）

ひとつでも
左記の
場合は、
ご連絡ください。

G0038-2410

該当する項目があった場合は、
チェックシートに記載された連絡先までお電話ください。



●会員の皆さまにご契約いただいている「事業総合傷害保険」の保険期間は1年間です。

●保険契約の更新を迎えていない会員の皆さまにつきましても、1ページをご覧
いただき、該当する項目がありましたらあんしん財団までお知らせください。

「要介護認定」を受けられた方は 減員手続きが必要です

大切なお知らせですのでご注意ください。

ご加入いただいている被保険者(加入者)が介護保険法に基づく要介護認定を受けた場合は、約款に規定する「被保険者になれない方」に該当します。

該当後は、保険金の請求や補助金の申請ができません。

減員の手続きが必要ですので、該当される方がいらっしゃる場合は、速やかにあんしん財団までお知らせください。

【介護保険被保険者証 見本】

(一)		(二)	
介護保険被保険者証		要介護状態区分等	
被 保 険 者	番 号	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	令和 年 月 日
	住 所	認定の有効期間	令和 年 月 日 年 月 日
	フリガナ	区分支給 居宅サービス等	令和 年 月 日 年 月 日
	氏 名	(うち種類支給限度基準額)	

給付制限	内容
	開始年月日 終了年月日
	開始年月日 終了年月日
	開始年月日 終了年月日

※【介護保険被保険者証 見本】は、サンプルです。
お住まいの市区町村により、色やデザインが異なります。

記載されている
要介護状態区分等により
対応が異なります。

下記 **⚠️ご注意ください** の内容をご確認ください。



⚠️ご注意ください 「要介護認定」と「要支援認定」「事業対象者」では対応が異なります。

要介護認定※
(要介護1～5)



継続してご加入できません。

速やかにあんしん財団までご連絡ください。

※身体障害者福祉法に基づく「身体障害者手帳」をお持ちの方でも、介護保険法に基づく要介護認定を受けておらず、会員事業所における経営や就業の実態がある方は、上記に該当しません。継続してご加入できます。

要支援認定
(要支援1～2)
事業対象者



継続してご加入できます。

会員事業所における経営や就業の実態がある方のみ
継続してご加入できます。お仕事をされていない方は、
速やかにあんしん財団までご連絡ください。

減員手続きのご連絡

WEB
から

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/>

お電話
から

通話料
無料

0120-745-108

番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00 ～ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



満80歳で契約更新日を迎える方には 「継続申込書」のご提出をお願いしています

満80歳で契約更新日を迎える被保険者様は更新後の補償内容が一部変更となるため、継続加入を希望される場合は所定のお手続きが必要です。

満期の3カ月前に封書で「継続申込書」をお送りしますので内容をご確認ください。

なお、「継続申込書」のお手続きには返送期限がございますのでご注意ください。

会員の皆さまにお送りする契約更新のご案内は、満80歳の被保険者様の有無により異なります。

満80歳の被保険者がいらっしゃる
会員の皆さま

封書でお知らせします
(契約満了と契約更新のお手続きのご案内)

更新手続き **必要**

満80歳の被保険者がいらっしゃらない
会員の皆さま

ハガキでお知らせします
(自動継続のご案内)

更新手続き **不要**
※現在と同じ補償内容で自動的に
継続されます。

封書に同封されている「**継続申込書**」をご提出ください

※ご提出がない満80歳の被保険者様は、
現在の保険期間の満了日で自動的に減員となりますので、ご注意ください。

お手続き方法

- ①「継続申込書」表紙裏面の記入例をご参照のうえ、「継続申込書」にご記入・ご捺印ください。
- ② ご記入いただいた「継続申込書」は、返信用封筒にて返送期日までにご提出ください。
※返送期日は、「継続申込書」のほか、更新手続きのご案内状にも記載しております。

契約更新に関する照会

お電話
から

通話料
無料

0120-745-108

番号のお掛け間違いにご注意ください。

(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



24時間土日・祝日も!

ホームページから変更手続き書類の請求ができます

契約内容の変更手続きに必要な書類は、あんしん財団ホームページで請求できます。
送信された内容をもとに、お手続き書類を送付いたしますのでご利用ください。



このような時に!

〈減員〉

従業員の退職などによる
被保険者を減らすお手続き

その他にも

〈法人の代表者変更〉

〈事業所名変更〉

〈被保険者のお名前変更(改姓・改名)〉

などの書類の
請求ができます。

変更手続きのご案内ページ

WEB
から

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/>

スマートフォン、
タブレットの方は
こちらから



移転されたらお早めに!

住所変更の届出はお済みですか?

会員がご契約時の所在地から移転された場合は、住所変更の届出が必要です。あんしん財団へのご連絡が遅れますと商品やサービスの変更に関する重要なお案内や契約更新に関する大切なお知らせ等をお届けできなくなりますのでご注意ください。なお、住所変更の届出はあんしん財団ホームページまたはお電話で行うことができます。

ホームページからのお手続き

STEP 1

あんしん財団トップページの
「会員の皆さま」をクリックし、
「変更手続きのご案内」を
クリック。



STEP 2

「◇お客様情報の変更」の
一覧表内にある「住所・電話
番号変更手続き」のボタンを
クリック。



STEP 3

「住所・電話番号変更手続き」
受付フォームからお手続きく
ださい。



※実際の画面とは異なる場合があります。

住所変更のご連絡

WEB
から

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/>

お電話
から

通話料
無料

0120-840-849

番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



もしもの事故でも安心！ ケガの補償（事業総合傷害保険）

補償の内容

■ 保険の趣旨

この保険は「ケガをした被保険者およびその遺族の生活補償」ならびに「保険金受取人である保険契約者が負担する資金等の財源確保」に備えるための保険です。

■ 保険契約者・保険金受取人 …… 中小企業の法人または個人事業主

■ 被保険者 …… 保険契約者の事業に従事する方で、ご加入されている方

■ 保険金の種類・保険金額について

この保険は被保険者が日本国内または国外において、「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」に対して、普通保険約款に従い、保険契約者へ保険金をお支払いします。死亡保険金と後遺障害保険金は被保険者の満年齢に応じ次の保険金をお支払いします。入院、通院、往診の保険金日額は、年齢に関係なく一律です。

ケ ガ の 補 償	死亡したとき (死亡保険金)	満年齢に応じ (注1)	満80歳未満 2,000万円	満80歳以上 1,000万円	● ケガをして、その直接の結果として、事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 ● 同一の事故によりすでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金の保険金額からすでにお支払いした金額を控除した残額となります。
	後遺障害が残ったとき (後遺障害保険金)		満80歳未満 2,000万円 (第1級) } 16万円 (第14級)	満80歳以上 1,000万円 (第1級) } 8万円 (第14級)	● あんしん財団の等級表によります。 ● 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、その程度に応じ、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。 ● 事故日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する場合は、事故日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき障害の程度を認定し、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。 ● 保険期間を通じ、<u>第1級の保険金額をもって限度</u>とします。
	入院したとき (入院保険金)	年齢に関係なく一律	1日につき 6,000円		● 事故日からその日を含めて180日以内に入院した日数(注2)。 ● 外泊日は入院保険金の対象となりません。
	通院したとき (通院保険金)		1日につき 2,000円		● 事故日からその日を含めて180日以内に通院した日数で90日を限度(注2)。 ● 実際に治療を受けた日数。
	往診を受けたとき (往診保険金)		1日につき 4,000円		● 事故日からその日を含めて180日以内に医師の往診を受けた日数(注2)。 ● 往診とは、医師が自宅に訪問し治療することをいいます。

(注1) 被保険者の満年齢は、保険責任の開始の日である保険期間の初日(増員の場合は、増員日)の満年齢が適用されます。

(注2) 入院は平常の業務または生活ができず医師の指示に基づき入院した期間、通院および往診は平常の業務または生活に支障をきたした期間がお支払いの対象です。

ケガの補償 3 つのポイント

- 1 お仕事中のケガはもちろん日常生活中のケガも補償します
- 2 入院、通院、往診の保険金は、1日目からお支払いします
- 3 交通事故によるケガや海外旅行中のケガも補償します



保険金をお支払いできる例

仕事／日常生活

- 脚立から転落し、右足を骨折した



仕事

- 溶接作業中にズボンに火がつき、左足をやけどした

日常生活

- 自宅の台所で料理中、包丁で指を切った

交通事故

- バイクで走行中、一時停止無視で飛び出てきた乗用車と衝突し、全身打撲を負った

通勤中

- 通勤途中、駅の階段で滑って転倒し、頭を打撲した

スポーツ

- キャッチボール中にボールを取り損ね、突き指を負った

国内／海外

- 旅行中につまずいて転倒し、足首をねんざした



保険金をお支払いできない例

- 重い荷物を持ってギックリ腰になった



お支払いできない理由

腰部のケガは、骨折と打撲のみがお支払いの対象です。ギックリ腰・腰部ねんざ・腰椎椎間板ヘルニア・腰椎すべり症・坐骨神経痛などは、その発症の原因にかかわらずお支払いの対象となりません。

- 入浴中に脳卒中を発症して倒れ、右半身マヒの障害が残った

お支払いできない理由

疾病(病気)は、お支払いの対象とはなりません。また疾病によって生じたケガも、お支払いの対象とはなりません。あんしん財団の保険は、ケガの保険です。

- 膝の痛みが引かず病院へ行ったところ、医師に「変形性膝関節症」と診断された

お支払いできない理由

関節症・腱鞘炎・肩関節周囲炎(いわゆる四十肩・五十肩)・上顎炎(いわゆるテニス肘・ゴルフ肘)などはお支払いの対象となりません。年齢とともに変形して発症する関節症や、繰り返しの動作や使いすぎによる炎症は、ケガに該当しないためです。

→ 補償内容についての詳細は、普通保険約款をご覧ください。
普通保険約款は、あんしん財団ホームページにて確認できます。

保険金請求・受付専用窓口

WEB
から

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/>

お電話
から

通話料
無料

0120-611-616

番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



ケガをしてしまったらお早めに！ 保険金の請求方法



「保険金の請求方法」を
動画でご覧いただけます

1

ご連絡を
いただく前に



スムーズに保険金のお支払い手続きをさせていただくため、以下の内容をご確認のうえ、お早めにご連絡ください。

- 会員番号（証券番号）
※会員番号は、「会員証兼保険証券」または「会員証兼保険契約更新証」でご確認ください。
- ケガをした方のお名前
- ケガをした方のお仕事状況
- ケガをした日時（事故発生日時）
- ケガをした時の状況（どこで、どのようにケガをしたのか）
- ケガをした体の部位
- ケガの名前（傷病名、診断名）
- 治療先の医療機関の名前

※事故状況やケガの内容などにより、そのほかに追加でお伺いする場合があります。

2

あんしん財団へ
ご連絡



ケガの発生報告は、あんしん財団ホームページの専用フォームおよび電話やFAXにて、受付しております。

ホームページでのご連絡

●あんしん財団トップページから「おケガのご連絡はこちら」をクリック



2 いずれかを選択

●保険金のご請求金額が5万円以内で
治療終了した場合

かんたん保険金請求手続き

上部の入力フォームから、お客さまご自身で保険金請求書類を作成、印刷することができます。

●保険金のご請求金額が5万円を超える
場合や、治療中の場合

ケガ発生報告フォーム

上部の入力フォームから、ケガの発生報告ができます。受付後、あんしん財団から保険金請求書類をご郵送いたします。

事故報告～保険金
請求手続きが
一度で完了します！

※ご連絡内容について確認が必要な場合、
あんしん財団からお電話をさせていただくことがあります。

※実際の画面とは異なる場合があります。

電話でのご連絡

通話料
無料

0120-611-616

受付時間／9:00～17:30
土・日・祝日および年末年始除く。
番号のお掛け間違いにご注意ください。

FAXでのご連絡



03-5362-2063

受付時間／24時間365日
FAX 番号のお間違いにご注意ください。

専用の「FAX 連絡票」に必要事項をご記入のうえ、上記番号までお送りください。
※FAX 連絡票はあんしん財団ホームページ（おケガのご連絡はこちら）からダウンロードできます。

3

請求書類の
ご返送

あんしん財団から請求書類をお送りします

ご連絡をいただいた後に、保険金の請求書類を郵送いたします。
必要な書類をお取り揃えのうえ、あんしん財団までご返送ください。



※請求書類の発送は、ご連絡日の翌営業日以降となることがあります。

※ホームページ「かんたん保険金請求手続き」をご利用の方は、入力内容をもとに保険金請求書類（PDF ファイル）が作成されます。印刷のうえご郵送ください。

●入院・通院・往診の保険金のご請求に必要な書類(主なもの)

保険金のご請求金額、事故や治療の内容などにより、必要な書類は異なります。
下表以外の書類のご提出をお願いする場合がございます。

① お客さまにご用意いただく書類

- 医療機関発行の領収書のコピー
※ない場合は診察券のコピー（両面）。
- 運転免許証（両面）や
操作資格証明書等のコピー
※運転資格や操作資格が必要な
乗用具・機械でのケガの場合。
- 交通事故証明書
※交通事故でのケガの場合。コピー可。

② あんしん財団所定用紙

- 保険金請求書 兼 診療状況申告書
- 関係先調査同意書
- 診断書（診療証明書）
※保険金請求金額などによっては省略可。

請求書類の
ご返送に関する
お願い

保険金の請求書類は、
右記の時点で速やかに
お送りください。

ケガをした日から
180日以内に
治療が終わった場合

治療が終了した
時点

ケガをした日から
180日を超えて
治療している場合

180日を過ぎた
時点

※入院・通院・往診の保険金は、ケガをした日から180日以内に
治療した日数（通院は180日以内のうち90日分が限度）がお支払いの対象です。

請求書類の確認
(審査)

ご提出いただいた請求書類を確認（審査）させていただきます。
確認（審査）の結果、事実関係・加入資格などの追加確認をしたり、
治療の内容などについて医療機関等へ照会したりする場合がありますので、
ご協力くださいますようお願いいたします。

4

保険金のお受取り



保険金のお振込み手続き完了後、支払通知を郵送します。
保険契約者（中小企業の法人または個人事業主）名義の口座へ保険金をお振込みいたします。

保険金のご請求をお忘れではありませんか？

迅速に保険金をお支払いさせていただくため、お客さまには、お早めのケガの報告および請求書類のご提出をお願いしております。

ご請求が遅れますと、請求書類の確認(審査)に時間を要する場合があります。

また、必要な書類をすべてご提出いただかないまま請求期限を超過しますと、請求権は時効により消滅し、保険金をお支払いすることができなくなりますので、ご注意ください。

保険金のご請求忘れがないか、いま一度ご確認ください



ケガのご報告をしていない事故はありませんか？

あんしん財団ホームページまたは、電話・FAXにて速やかにご報告ください。



ケガのご報告後、請求書類のご提出時期が過ぎても未請求のままになっている事故はありませんか？

書類がお手元がない方には、再度お送りしますので、下記専用窓口までご連絡ください。



ご提出いただいた請求書類に不備・不足があり、その後の書類の再提出がないままになっている事故はありませんか？

ご提出書類について確認がある場合、担当者からご案内いたします。
必要書類がすべて揃いませんと、お支払い手続きが進みませんので、ご注意ください。

スムーズなお手続きのために よくあるご質問

Q1	 ケガをしてしまった！ 連絡はいつすればいいの？	ケガの状況や症状についてご確認のうえ、お早めにご報告ください。治療中でも受付可能です。 また、あんしん財団ホームページの専用フォームから24時間いつでもケガのご連絡ができますので、ぜひご利用ください。
Q2	 保険金の請求書類は いつ提出すればいいの？	保険金の請求書類は、下記の時点で速やかにご返送ください。 ・ケガをした日から180日以内に治療が終わった場合 → 治療が終了した時点 ・ケガをした日から180日を超えて治療している場合 → 180日を過ぎた時点 ※入院・通院・往診保険金は、ケガをした日から180日以内に治療した日数(通院は180日以内のうち90日分が限度)がお支払いの対象です。



その他、「ケガの補償 よくあるご質問」はこちら

保険金請求・受付専用窓口

WEB
から

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/>

お電話
から

通話料
無料

0120-611-616

番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



保険金のご請求は ホームページがかんたん・便利です！

保険金のご請求金額が5万円以内で、治療が終了している方は、入力した内容で請求書類が作成される「かんたん保険金請求手続き」をご利用いただけます。

＜ご利用方法＞

●あんしん財団トップページから

「おケガのご連絡はこちら」をクリックし、
「かんたん保険金請求手続き」をクリック



●保険金のご請求金額が5万円以内で治療終了した場合

かんたん保険金請求手続き >

●保険金のご請求金額が5万円を超える場合や、治療中の場合

ケガ発生報告フォーム >

保険金のご請求金額が5万円以内で、治療が終了している方は、「かんたん保険金請求手続き」をご利用いただけます。
お手続きにはパソコンとプリンターが必要です。

保険金のご請求金額が5万円を超える場合や、治療中の方は、「ケガ発生報告フォーム」をご利用ください。
ご記入用の保険金請求書類を郵送いたします。

●保険金のご請求完了まで

①入力



パソコンで入力フォームに「会員番号」やケガの内容など、必要事項を入力。

②印刷



作成された保険金請求書類(PDFファイル)をダウンロードし印刷。PDFには入力した内容が印字されます。

③郵送



領収書や診察券のコピーなどを同封のうえ、所定の宛名ラベルを封筒に貼り付けて郵送(切手不要)。

※ご入力内容について確認が必要な場合、あんしん財団からお電話をしたり、追加の書類のご提出をお願いしたりすることがあります。

保険金の請求手続きについて 動画でご覧いただけます

あんしん財団ホームページにて、保険金の請求手続きについてわかりやすく動画でご案内しております。

＜ご利用方法＞

①

あんしん財団ホームページ
「保険金の請求方法」
ページへアクセス



あんしん財団 ケガ で検索

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/demand/#02>

②

右記の動画をご覧ください。



保険金の請求方法



保険金請求の
必要書類



保険金請求書類の
記入方法

※保険金のご請求方法については、8・9ページもご覧ください。

※各画面はイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

職場の環境改善のための補助金制度は 対象となる条件等を変更しました

2025年4月1日より下記のとおり変更しました。

- ① 安全衛生設備等の設置(購入)補助金で補助対象期間が設定されている設備は、期間を延長しました。

設備名称	延長後の補助対象期間
電動ファン内蔵ウェア	2027年3月31日まで
パワーアシストスーツ(腰部アシスト用)	
水冷式体温冷却服※	
黒球付熱中症指数計(WBGT測定器)	
オイルミスト除去装置	

※水冷式体温冷却服は名称変更しました。

- ② 対象設備名称、対象項目名称を変更しました。

『安全衛生設備等の設置(購入)』

No.	旧名称	新名称
Ⅱ群22	水冷式体温冷却服 冷水をウェア内に循環させることで体を冷やす熱中症対策用品。ウェアとポンプユニットを一括購入した場合に対象とします。 《追加でのウェア、ポンプユニット等の単独購入は対象ではありません。》	冷却装置付き作業服 バッテリー(乾電池、蓄電池等)を使用して作動する冷却装置付きの作業服で「冷却装置、バッテリー、ベスト等作業服」を一括購入した場合に対象とします。 対象例:水冷式ベスト(ベスト内に冷水を循環させて冷却する)、ベルチェ式ベスト(ベルチェ素子を利用して冷却する)等 《追加での冷却装置、バッテリー、ベスト等の単独購入、また冷却装置を使用しない気化式や保冷剤を使用するタイプの作業服は対象ではありません。》

『特殊健康診断の実施』

No.	旧名称	新名称
(9)	VDT特殊健康診断 〔「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づくもの〕	情報機器作業健康診断 【旧VDT特殊健康診断】 〔「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づくもの〕

『ゼロ災運動研修会等への参加』

No.	旧名称	新名称
54	石綿取扱い作業特別教育	石綿取扱い作業従事者特別教育

職場の環境改善のための補助金申請窓口

WEB
から

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/>

お電話
から

通話料
無料

0120-512-511

お手続き番号 1

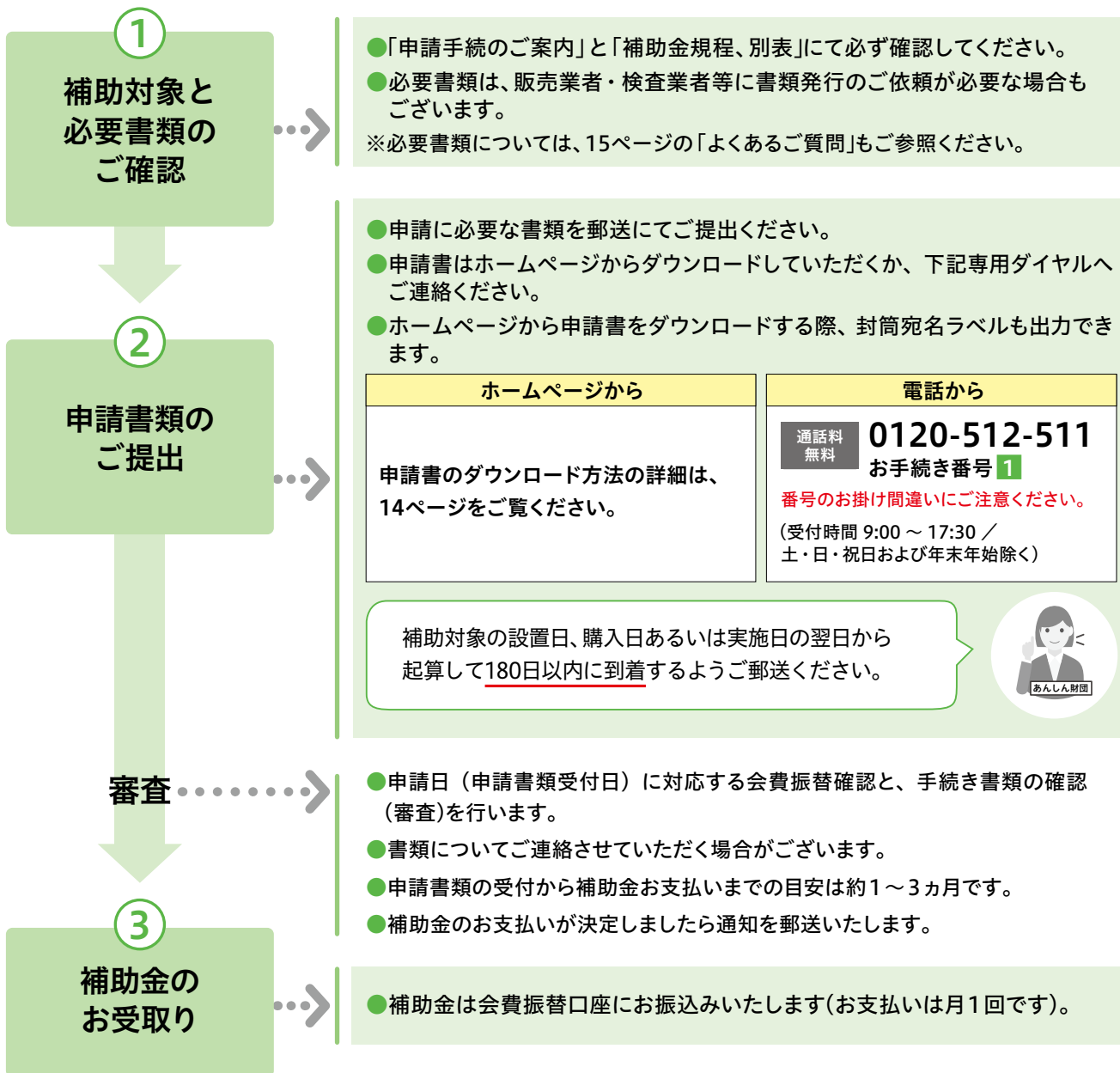
番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00 ~ 17:30 /
土・日・祝日および年末年始除く)



職場の環境改善のための補助金制度 申請手続きについて

スムーズに補助金のお支払い手続きをさせていただくためのご案内です。

申請手続きの流れ



領収書記載例 必須項目：(1)宛名(支払者名)、(2)支払日(領収日)、(3)販売者・検査業者(領収者)名

(1)宛名欄に、会員登録が法人の場合は法人名、個人の場合は屋号または代表者（フルネーム）が宛名として記載されている。

<例>

領収証
株式会社あんしん運輸 様
金額 ￥12,345-
但、安心社製業務用台車代(AB-1)として @5,000円×2台 その他購入2,345円 上記金額正に領収いたしました
東京都新宿区〇〇町〇〇 株式会社安心商会 Tel.03-0000-0000

(2)支払日(領収日)の記載がある。

(3)領収者として、販売業者や検査業者等の名称の記載と押印がある。

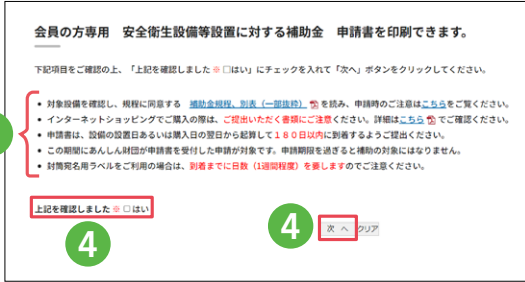
※但書に、明細と同等の記載がある場合は、明細書の写が不要となる場合があります。

職場の環境改善のための補助金制度 申請書のダウンロード方法

職場の環境改善のための補助金制度の申請書は以下の方法でダウンロードできます。

- ① あんしん財団ホームページのトップページ
「会員の皆さま」をクリックし、
「補助金制度」をクリック。
- ② 職場の環境改善のための補助金
「申請書印刷はこちらから」をクリック。
- ③ ご利用になる補助金それぞれの「申請手続のご案内」
「補助金規程、別表（一部抜粋）」をクリックし、
内容を必ず確認後、
「申請書・封筒宛名ラベル」をクリック。
- ④ 記載項目を確認し、「上記を確認しました※□はい」
にチェックを入れ、「次へ」をクリック。
「申請書・封筒宛名ラベル（PDFフォーム）」を
クリックし、補助金申請書が表示されたら、
直接、必要事項を入力する。
入力完了後、印刷して代表印を押印し、
必要書類と一緒に郵送。
※必要書類については15ページもご参照ください。



※実際の画面とは異なる場合があります。

●各種申請書につきましては、あんしん財団ホームページのトップページ「お問合せ」からもダウンロードが可能です。
こちらもご活用ください。

職場の環境改善のための補助金申請窓口

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/>

お電話から

通話料無料

0120-512-511

お手続き番号

1

番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00 ~ 17:30 /
土・日・祝日および年末年始除く)



必要書類に関する「よくあるご質問」を紹介します

添付書類について

1 補助金の申請には
どのような書類が
必要ですか？

「各補助金の申請書」、「領収書の写」、「明細書（請求書や納品書等）の写」の3点が
必要です。そのほか、申請する補助金の種類により添付が必要な書類がございます。
詳しくは「申請手續のご案内」にてご確認ください。

2 「領収書の写」は、
対象設備購入時に販売店で
もらった「レシート」でも
よいですか？

「宛名欄」があり、「宛名（支払者＝登録会員名）」の記載があれば、「領収書の写」
としてご申請が可能です。

⚠️「宛名欄」のないレシートでは「領収書の写」となりません。

※なお、「宛名欄」があっても「宛名（支払者＝登録会員名）」の記載がない場合は、販売店での追記依頼
等のご対応をお願いする場合もございますので、ご注意ください。

3 「明細書の写」が
用意できません。

明細書の写は必ず必要となります。ただし、領収書の但書に明細と同等の
記載^(注1)がある場合（13ページ「領収書記載例」参照）は、明細書の写が不要
となるケースがありますのでお問合せください。

(注1) 明細と同等の記載…メーカー名・商品名(型番・品番)・単価・個数
または受診日・受診項目・単価・人数

4 「明細書の写」として提出
予定の請求書は、
補助金の申請と関係のない
請求分ページも必要ですか？

「明細書（請求書や納品書等）の写」は、領収書と金額が一致しているものが
必要です。

今回の補助金申請と関係のない請求分が含まれるページがある場合でも、
すべてのページの写をご提出ください。

※切る、貼る、折るなどの加工はしないでください。

※多ページにわたる場合は「販売（設置）証明書」のご利用をご検討ください。

（ホームページの『9つの補助金』画面からダウンロードいただけます。）

5 電動ファン内蔵ウエアは
ウエアだけ
でも対象ですか？

電動ファン内蔵ウエアとして使用できるウエア・ファン・バッテリーを一括
購入した場合のみが対象です。

⚠️ **ご注意ください**

●追加でのウエア・ファン・バッテリー等の単独購入は対象ではありません。

インターネットショッピングをご利用の場合

6 WEB発行の領収書で
申請できますか？
（お客様ご自身で「宛名」を
記入するタイプの領収書）

補助金の申請には、原則、販売店が発行した領収書が必要です。ただし、下記に該
当する場合はショッピングサイト（WEB）から出力した領収書でもご申請が可能
になります。

申請可能な場合

法人事業所	支払者（請求先）やクレジットカードの名義（引落口座が法人）に 会員法人事業所名が印字されている場合
個人事業所	支払者（請求先）やクレジットカードの名義に 代表者ご本人様のお名前が印字されている場合

⚠️ 注文者名（アカウント名）は、法人の場合は法人名、個人事業所の場合は代表者名
のものが対象になり、それ以外は原則対象になりません。

職場の環境改善のための補助金申請方法

WEB
から

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/application/>

お電話
から

通話料
無料

0120-512-511

お手続き番号 **1**

番号のお掛け間違いにご注意ください。
（受付時間 9:00～17:30 /
土・日・祝日および年末年始除く）



2024年4月スタート!!

健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供を開始 『あんしん財団KENPOS (ケンポス)』

あんしん財団WELBOXは、健康管理・増進のためのサービスを追加し、「あんしん財団WELBOX・KENPOS」としてリニューアルいたしました。新サービス『あんしん財団KENPOS』は、「歩く」「記録する」など健康になるための過程を楽しくサポートするWebサービス／アプリです。

「あんしん財団KENPOS」の詳細は21ページをご覧ください



健康管理のための補助金制度 定期健康診断補助金制度終了のお知らせ

2024年3月31日の受診分をもって終了しました

福利厚生事業(お客様サービス事業)の一環として会員の皆さまに提供しております「健康管理のための補助金制度」のうち、定期健康診断受診に対する補助金制度については、2024年3月31日の受診分をもって終了することといたしました。

本制度は、「労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた『定期健康診断』受診の普及・促進」を目的として2003年4月から実施してまいりましたが、現在では受診率も高まり、制度の目的である「受診の普及・促進」の役割は終えたという状況を踏まえ、今般終了するに至りました。何とぞご理解いただきますようお願いいたします。なお、人間ドック受診に対する補助金制度は今後も継続してまいります。

健康管理のための補助金制度

定期健康診断 補助金制度

2024年3月31日までの受診分が補助の対象となります。

受診日が2024年4月1日以降の場合は対象とはなりません。

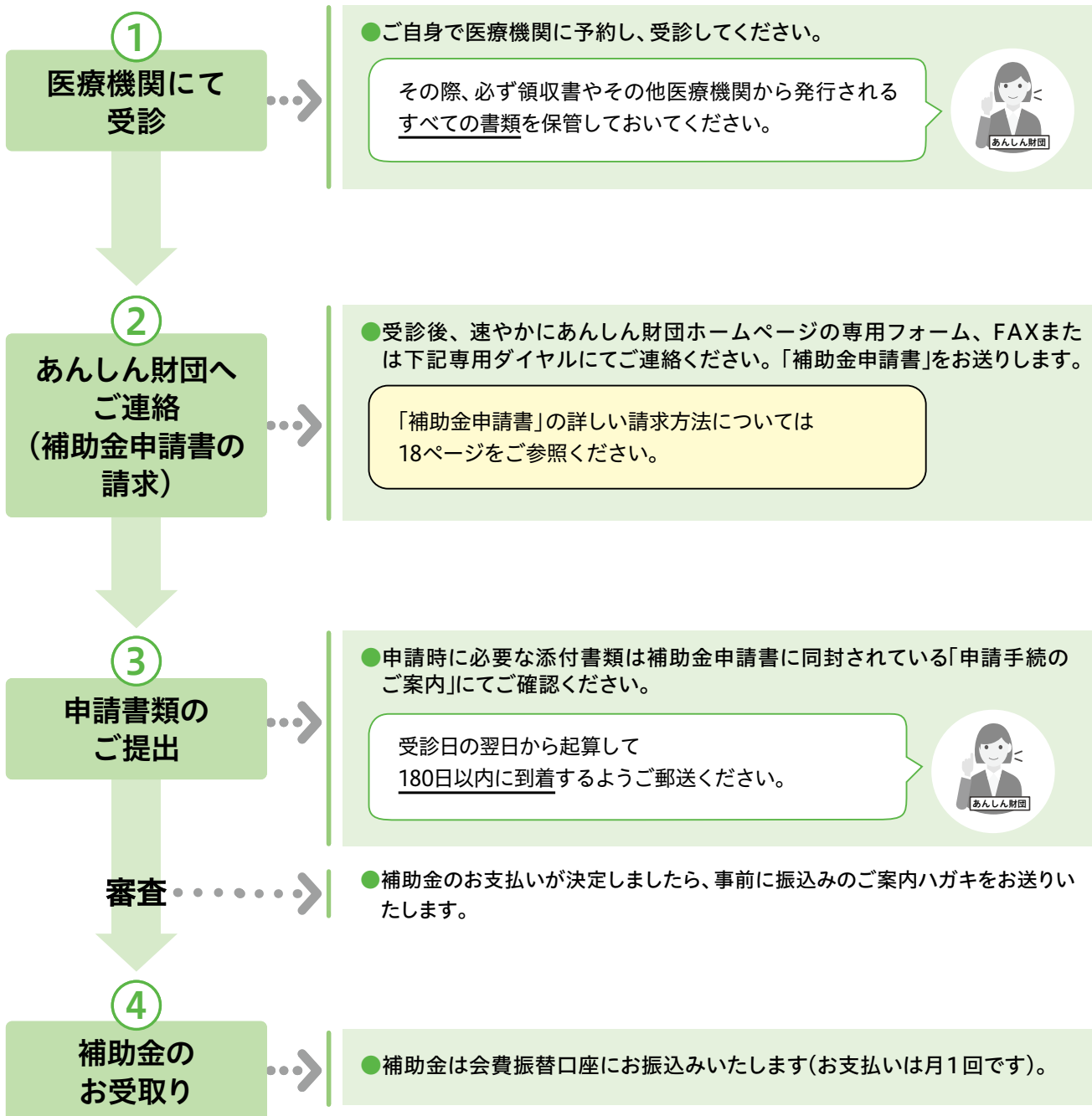
人間ドック 補助金制度

現行と変更ありません。

健康管理のための補助金制度 申請手続きについて

スムーズに補助金のお支払い手続きをさせていただくためのご案内です。

申請手続きの流れ



健康管理のための補助金申請方法

WEB
から

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話
から

通話料
無料

0120-512-511

お手続き番号

2

番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00 ~ 17:30 /
土・日・祝日および年末年始除く)

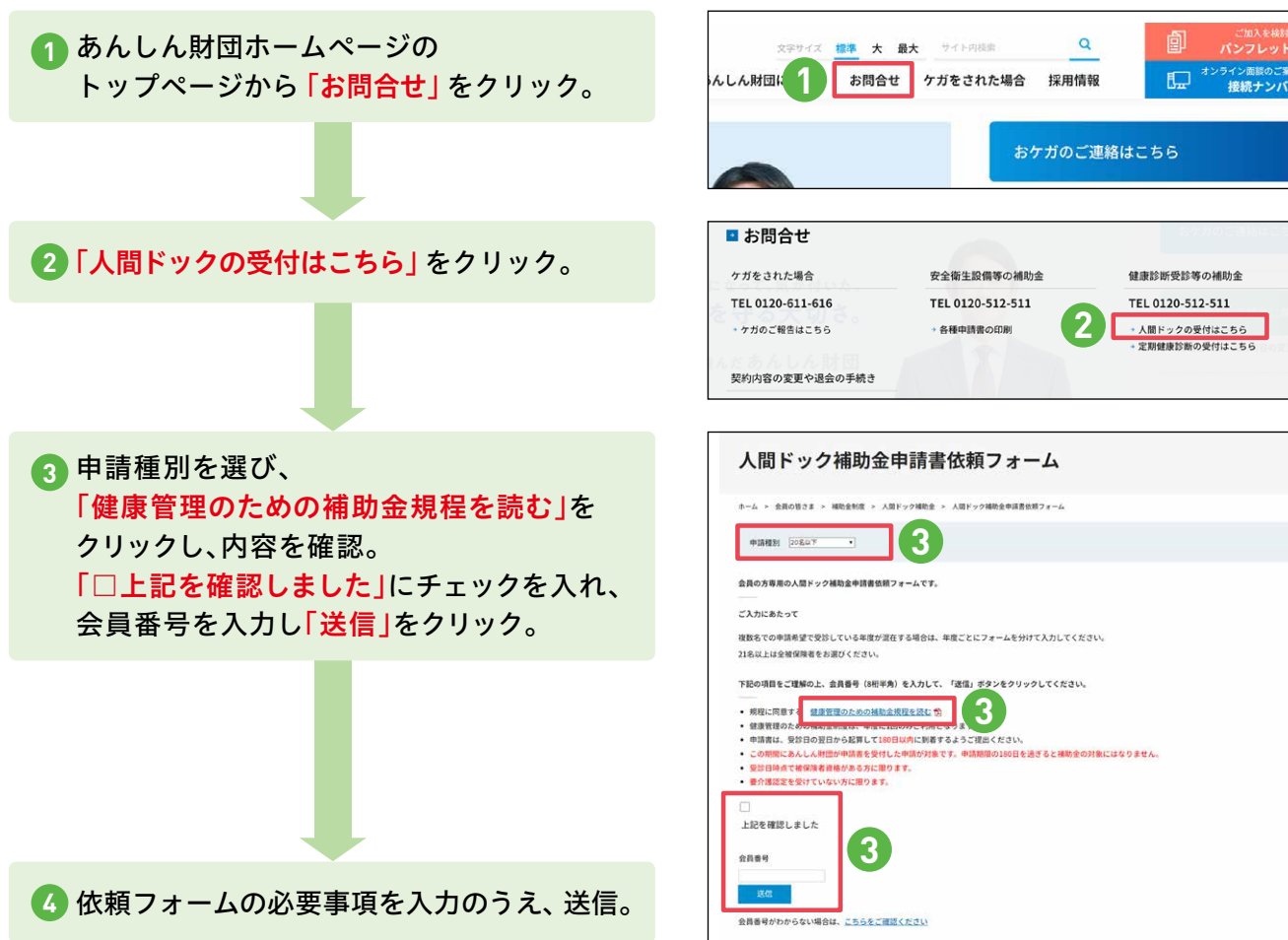


健康管理のための補助金制度 ホームページからの申請書の請求方法

あんしん財団ホームページの「補助金申請書依頼フォーム」より、健康管理のための補助金申請書を請求できます。
送信された内容をもとに、あんしん財団から補助金申請書を送付いたします。

※「補助金申請書依頼フォーム」のご利用にあたり、会員番号の入力と補助金規程の確認が必要です。
会員番号は会員証兼保険証券または会員証兼保険契約更新証でご確認ください。

健康管理のための補助金制度の申請書は下記の方法で請求できます



※実際の画面とは異なる場合があります。

FAXでも申請書を請求できます



03-5362-2066

受付時間／24時間365日

FAX番号のお間違いにご注意ください。

「**会員の皆さま**」⇒「**補助金制度**」⇒「**人間ドック補助金**」
⇒「**FAX連絡票ダウンロード**」を印刷し、
必要事項を記入してFAXを送信。

健康管理のための補助金申請方法

WEB
から

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話
から

通話料
無料

0120-512-511

お手続き番号 2

番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00～17:30 /
土・日・祝日および年末年始除く)



健康管理のための補助金制度 よくあるご質問

申請のタイミングについて

1 補助金の申請書類はいつまでに提出すればよいですか。

申請期限は受診日の翌日から起算して180日(実日数。半年ではありません)以内にあんしん財団が受付したものが対象です。180日を超えた場合はお支払いの対象とはなりませんので受診後は、お早めのご申請をお願いします。

2 人間ドックを4月と10月に受診者がいる場合、申請期限(受診日の翌日から起算して180日以内)までに書類提出が間に合わなくなるがどうしたらよいですか？

補助金申請書は、申請期限に間に合うよう、分けて申請をしてください。

補助金の対象(対象者・病院・健診の種類)について

3 あんしん財団に加入していない従業員が受診した場合も対象になりますか。

申し訳ありません。
補助金の対象者は加入者(被保険者)となります。

4 従業員が新たに加入し、人間ドックを受診しましたが補助金の対象になりますか。

加入日当日または加入前の受診は対象外となります。加入日の翌日以降の受診であれば補助金申請を行うことができます。

5 どの病院で受診すればよいですか。

日本国内の病院(医療機関)で受診したものであれば補助金申請の対象になります。

6 保険組合等から補助金が出ている場合も対象になりますか？

費用負担額から補助金額を差し引いても、費用が発生していれば、補助金の対象となります。

申請書類について

7 申請に必要な書類を教えてください。

受診者名(フルネーム)または登録事業所名が記載されている支払いを証明する書類(領収書・振込書類)および受診内容がわかる書類が必要です。

ホームページにも「会員の方からのよくあるご質問」を掲載しています



こちらからアクセスし、「カテゴリ」で選択のうえご覧ください

上記でご紹介した内容は一部になります。その他の健康管理のための補助金の内容や申請方法などに関する「よくあるご質問」はホームページでもご覧いただけます。

健康管理のための補助金申請方法

WEB
から

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話
から

通話料
無料

0120-512-511

お手続き番号

2

番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00 ~ 17:30 /
土・日・祝日および年末年始除く)



ウェルボックス ケンポス あんしん財団WELBOX・KENPOS

あんしん財団WELBOX

さまざまな施設やサービスを会員料金や特典付きで利用できる福利厚生サービスです。メニュー数は約**47,000点**。あんしん財団の会員(被保険者)の方なら、WEBで会員登録後、すぐにご利用いただけます。また、WELBOXスマートフォンアプリもご用意しています。

メニュー一例



※画像・イラストはイメージです。

※メニュー数は2025年1月時点の情報です。メニュー内容、メニュー数等は予告なく変更する場合がございます。

ご活用
ください

社内周知のためのツールをご用意しています

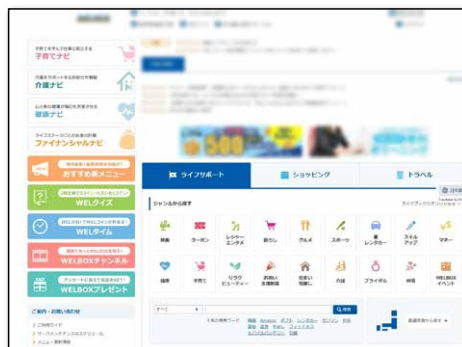
① 登録のご案内

登録までの詳しい操作方法がわかるご案内です。下記のページへアクセス後、ダウンロードして、社内で共有したり、印刷してお使いください。



② サンプル版サイト

「あんしん財団WELBOX」の利用登録をする前に、操作やメニュー例がご覧いただけるサイトです。下記のページよりご覧いただけます。



※画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。

【あんしん財団WELBOX サンプル版注意事項】

※「あんしん財団WELBOX」のサービス概要をご覧いただくためのデモサイトです。実際の提供サービスとは異なりますのであらかじめご了承ください。
※デモサイトのため、各メニューのご利用はできません。メニューのお申込みやWELBOXセンターへのお問合せはされないようご注意ください。

会員限定情報ページの閲覧方法

STEP 1

パソコンまたはスマートフォン等で、「あんしん財団 WELBOX・KENPOS」へアクセスし、メニューの「会員限定情報」をクリック。

あんしん財団 WELBOX・KENPOS

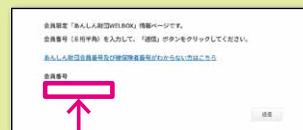
検索



<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/anshinzaidan-welbox/>

STEP 2

あんしん財団会員番号を入力し、「会員限定情報」ページを開く。



あんしん財団会員番号 (数字8桁) を入力

※実際の画面とは異なる場合があります。

あんしん財団KENPOS

みんなの健康応援サイト 健康管理に関する新しい福利厚生サービスを提供開始

KENPOS「あんしん財団KENPOS(ケンポス)」

あんしん財団KENPOSは、「歩く」「記録する」など健康になるための過程を楽しくサポートするWebサービス/アプリです。健康情報の管理、目標設定、記録といった見える化機能だけでなく、ご利用者が楽しく続けられるためのポイントやキャンペーンもご用意しています。



ご利用は加入者ご本人のみとなります

1 毎日の健康活動をかたんに記録



歩数 体重 行動
睡眠 血圧 など

活動記録でKENPOSチケットを貯めて、抽選でポイントをGETしよう！
ポイントを貯めるとお好きな商品やWELコインと交換できます。

2 健康診断の結果登録で健康リスクをチェック



健診結果を登録すると個人の健康状態や健康リスクをチャートでわかりやすく確認できます。

その他健康管理コンテンツもご用意

あすけん

摂取
カロリー

食事の記録をするだけで
管理栄養士のアドバイスを
受けられます。

そのほか健康クイズや健康コラムなど、健康管理を続けるためのコンテンツも盛りだくさんです。

WEBGYM

消費
カロリー

いつでもどこでも
スマホやタブレットから
フィットネスクラブの
メニューでエクササイズ！



スマートフォンアプリを
ダウンロードすればいつでも
簡単に利用できます。



※各画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。

NEW 経営者様向けサポートツール「あんしん財団WELBOX・KENPOS情報管理サイト」

企業の経営者様・管理者様向けに従業員のご利用状況を確認できるサポートツールをご用意しています。

1 従業員のWELBOXご利用状況の確認

(例) 国内宿泊・エンタメ・スポーツ等のジャンル別の件数
無料eラーニング受講状況の確認

2 従業員のKENPOSご利用状況の確認

(例) 歩数・体重・睡眠等の記録人数/記録有無

3 無料eラーニングの受講勧奨

WELBOX 無料eラーニングにおいて受講させたい講座を設定、
受講勧奨メールを送信し受講管理をすることができます。



※各画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。